

【生活総合保険】

1. 保険の概要

生活総合保険は以下の保険及び特約を組み合わせたもので構成されている。

(1) 傷害総合保険

日常生活において急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負った場合に、保険金を支払う。

(2) 個人賠償責任補償特約

次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金及び費用（訴訟費用等）を支払う。

- ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ②被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用又は管理を除く。）に起因する偶然な事故
- ③日本国内で受託した財物（受託品）を壊したり、盗まれた場合
- ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合

(3) 弁護士費用総合保障特約

対象となる次の①から⑤までのトラブルのいずれかに該当し、弁護士へ相談又は委任したことにより被保険者が負担した弁護士費用について、保険金を支払う。

- ①人格権侵害に関するトラブル
- ②被害事故に関するトラブル
- ③離婚調停に関するトラブル
- ④遺産分割調停に関するトラブル
- ⑤借地または借家に関するトラブル

(4) 公務員賠償責任保険

地方公務員や首長が公務員として行った公務に起因して損害賠償請求などがなされた場合に個人で負担する法律上の損害賠償金と争訟費用について、保険金を支払う。